

京都府介護支援専門員会代議員選挙規程

平成23年12月23日制定

(目的)

第1条 本規定は京都府介護支援専門員会（以下「本会」という）定款第12条に基づき本会の代議員（以下「代議員」という）の選出方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(代議員の立候補)

第2条 代議員は、立候補制とする。

2. 立候補者は、正会員であることを要件とする。
3. 立候補者は、正会員3名以上の推薦者を必要とする。

(代議員の選出方法)

第3条 代議員は、第4条に定める投票方法により地区支部（以下「ブロック」という）において選出し、選任することとする。

2. 総投票数の過半数を得た者の内、得票数上位から定款第12条に定められた定数までの者を当選者とする。
3. 立候補者が定数以下である場合は、出席した正会員の過半数をもって承認することとする。

(投票方法)

第4条 代議員選挙における投票は、次のいずれかの方法とし、ブロックにおいて選択することとする。

- (1) ブロック総会等の会議において出席した正会員による投票
- (2) ブロック正会員による書面での投票

(委任)

第5条 この規定は、理事会の定めるところによる。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年12月24日から施行する。